

事務連絡  
令和5年5月18日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕  
〔特別区〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

麻しんの国内における感染伝播事例を踏まえた  
麻しんの定期の予防接種の勧奨等について（協力依頼）

予防接種行政につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

麻しんについては、現在、海外における流行が報告されており、今般、国内においても、海外からの輸入症例を契機とした感染伝播事例が報告されています。今後、更なる輸入症例や国内における感染伝播事例が増加することが懸念されます。こうした背景から、「麻しんの国内伝播事例の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（令和5年5月12日付け厚生労働省健康局結核感染症課、予防接種担当参事官室事務連絡）において、注意喚起を行ったところです。

麻しんのまん延予防に当たっては、予防接種の実施が重要な役割を果たすことから、各自治体におかれては、麻しんの定期の予防接種の適切かつ着実な実施のために必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

- 1 麻しんの予防接種は、麻しんの感染予防法として最も有効な手段であることから、各自治体におかれては、引き続き、麻しんの定期の予防接種を着実に実施できるよう、改めて接種体制の確認を行うとともに、勧奨を実施していただくようお願いいたします。
- 2 規定の接種時期（※）が経過している方についても、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について（再周知）」（令和5年3月17日付け事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、規定の接種時期に定期接種を行うことができず接種を延期されていた方が、規定の接種時期ではない時期に接種を行った場合についても、定期接種として取り扱われ得ること等をお示ししていることも踏まえ、改めて勧

奨を実施していただくようお願いいたします。

(※) 麻しんの定期接種の実施時期（予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 1 項）

1 回目：生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者

2 回目：5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

参考：

・麻しんについて（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekka-ku-kansenshou/measles/index.html)

・麻しん対策・ガイドラインなど（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/guidelines.html>

・麻しんの予防接種に関する啓発リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001093670.pdf>